

精神障害者 福祉制度の案内

【令和8年4月版】

このハンドブックは、精神保健福祉に関する相談窓口や自立支援のための各種サービス制度などを幅広くまとめたものです。ぜひご利用いただき、今後の生活の一助となれば幸いです。

伊勢崎市 障害福祉課

< 利用上の注意 >

- 掲載後に制度等が改正・変更されたりする場合があります。必ず事前に各窓口にお問い合わせ下さい。
- このハンドブックにおいては、「手帳」とは「群馬県の交付する精神障害者保健福祉手帳」のことをいいます。
- このハンドブックにおいては、「受給者証」とは「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」のことをいいます。

目次

●精神障害者保健福祉手帳	1
●手帳の等級による優遇措置の一覧	3
●自動車税・軽自動車税の減免	4
●所得税・市県民税（住民税）の控除	5
●相続税の控除	
●贈与税の非課税	
●福祉タクシー事業利用助成券の交付	
●タクシー活用事業（くわまるタクシー）	
●後期高齢者医療制度への加入	
●思いやり駐車場利用証の交付	6
●駐車禁止除外指定車標章の交付	
●日常生活用具の給付	
●NHK放送受信料の減免	
●NTTの電話番号案内の無料措置「ふれあい案内（無料番号案内）」	7
●携帯電話利用料の割引	
●旅客鉄道運賃の割引	
●鉄道運賃の割引	
●コミュニティバス「あおぞら」の割引	
●バス運賃の割引	7～8
●国内航空運賃の割引	8
●ヘルプマークの交付	
●障害者手帳ミライロID	
●避難行動要支援者支援制度への登録	9
●Net119緊急通報システムの登録	
●医療費を補助する制度	
1. 自立支援医療（精神通院医療）制度について	10
●市内の指定自立支援医療機関（精神通院）の一覧	14
2. 福祉医療制度について	16
●その他の制度	
1. 生活を支えるための制度	17
●障害年金	
●日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）	
●成年後見制度	18
2. 精神障害のある人のための福祉制度	19
●各種手当	
●紙おむつの給付	
●心身障害者扶養共済制度	
3. 各種相談窓口	20
●市役所の障害福祉課または各支所の市民サービス課	
●市の各保健センター	
●伊勢崎保健福祉事務所（群馬県）	
●こころの健康センター（群馬県）	21
●いのちの電話	
●伊勢崎市障害者基幹相談支援センター	22
●家族会	23
●精神保健福祉ボランティア	
●障害者110番	
●障害者権利擁護センター（群馬県）	24
●伊勢崎市障害者虐待防止センター	
●認知症コールセンター（群馬県）	25
●高次脳機能障害支援相談窓口（群馬県）	

- 発達障害者支援センター（群馬県）
- 伊勢崎市こども発達支援センター

4. 障害者雇用を支援する機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- ハローワーク伊勢崎（伊勢崎公共職業安定所）
- 群馬障害者職業センター
- 障がい者就業・生活支援センター 「メルシー」
- 国立職業リハビリテーションセンター

●障害福祉サービスなどの概要

1. 在宅支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 行動援護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 移動支援事業
- 登録介護者事業（日中一時支援事業）
- 日帰り短期事業（日中一時支援事業）
- サービスステーション事業（日中一時支援事業）
- 自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業
- 児童発達支援・放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

2. 日中活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

- 生活介護
- 自立訓練（生活訓練）
- 地域活動支援センター

3. 就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

- 就労選択支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型、B型）・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 就労定着支援

4. 居住サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

- グループホーム
- 福祉ホーム
- 宿泊型自立訓練
- 施設入所支援

5. 地域相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

- 地域移行支援
- 地域定着支援

6. 医療系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

- 精神科デイケア
- 精神科訪問看護

精神障害者保健福祉手帳

● 趣 旨

精神障害のある人が、一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより、さまざまな支援が受けられますので、精神障害のある人が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

● 対象者

精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人が申請することにより交付されます。

※年齢制限はありません。

※高次脳機能障害やてんかん、発達障害の人もこの手帳を申請することができます。



氏名 群馬 太郎

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢崎市〇〇町〇〇番地

障害等級 〇級

手帳番号 〇〇〇〇〇〇〇号

交付日 〇〇年〇〇月〇〇

有効期限 〇〇年〇〇月〇〇

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種



精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

伊勢崎市

〇〇〇〇〇〇

● 交付のための手続き（新規・更新）

(1) 申請は、精神障害のある人本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族や病院職員等の人が手続きを代行することも可能です。

(2) 申請窓口は、市役所障害福祉課または各支所市民サービス課です。

(3) 申請に必要なもの（新規・更新）

① 申請書

② 診断書（記載日から3ヶ月以内のもの）

※群馬県指定の様式で、通院または入院している医療機関の主治医に、記入してもらってください。

※手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。

※精神障害のために障害年金や特別障害給付金を受給している人は、診断書の代わりに年金証書の写し等で申請することができます。

なお、この場合には、障害種別や等級を年金事務所等に照会するための同意書の提出が必要となります。（同意書は申請窓口にあります。）

③ 本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの）

※申請前1年以内に撮影したもの。白黒でもカラーでも可。裏面に氏名を必ず記入してください。

※写真の貼付のない手帳を希望する場合は：写真なしの手帳の交付に係る確認書の提出が必要。

④ 現在お持ちの手帳（新規は除く）

⑤ マイナンバーが分かる物

（マイナンバーカード又は通知カード ※記載事項(住所・氏名等)が最新の情報のもの）

(4) 申請に基づき群馬県が審査を行い、等級が決定されれば手帳が交付されます。

※審査の結果により、更新前とは異なる等級が決定されることや、手帳が交付されないことがあります。

障害者手帳

群馬県

● 手帳の受け取り

手帳が交付される人には、「障害者手帳の交付について」という通知を送付します。
その通知書に記載されているものをお持ちの上、通知書に記載されている窓口へお越しいただき、手帳のお渡しとなります。手帳は本人確認書類にもなり得る大切なものですので原則郵送は行っていません。

● 有効期間・更新について

有効期間は2年です。新規申請の場合、伊勢崎市での申請書の受理日が手帳交付日となります。
更新は、手帳の有効期限の3か月前から申請できます。下表参照。

有効期限	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日
更新申請が可能となる月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

有効期限	10月31日	11月30日	12月31日	1月31日	2月28日 (2月29日)	3月31日
更新申請が可能となる月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

● 障害等級

1級から3級まであります。厚生労働省が示す判断基準により、精神疾患（機能障害）とそれに伴う能力障害の状態の両面から総合的に判定されます。非該当となった場合は、群馬県より不承認通知書が交付されます。

● 申請・届出

手帳を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請または届出が必要です。

区 分	内 容
更 新	手帳の有効期限を延長し、引き続き手帳の交付を受けるとき (注) 有効期限の3か月前から手続きができます。 (注) 必要書類は前ページでご確認ください。
住所の変更	(1) 市内または県内で住所が変わったとき (2) 県外から転入したとき (注) 申請書、記載事項変更届、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。現在お持ちの手帳と同じ有効期限で、群馬県の手帳を交付します。 (注) 市外へ転出したときは新たな居住地の市町村窓口で手続きをしてください。
氏名の変更	氏名が変わったとき (注) 記載事項変更届、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。
等級の変更	障害状態に変化があったとき (1) 障害年金証書でお手続きする場合 (注) 申請書、障害年金証書等の写し、同意書、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。 (2) 診断書でお手続きする場合 (注) 申請書、診断書、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。
再交付	手帳を汚損、破損または紛失・消失したとき (注) 申請書、写真、手帳（紛失を除く）及びマイナンバーが分かる物が必要です。

手帳の等級による優遇措置の一覧

注意：●表示はあくまで目安であり、各制度に対象条件があります。

優遇措置	手帳の等級			該当ページ
	1級	2級	3級	
自動車税・軽自動車税の減免	●			4
所得税・市県民税（住民税）の控除	●	●	●	5
相続税の控除	●	●	●	
贈与税の非課税	●	●	●	
福祉タクシー事業利用助成券の交付	●			
タクシー活用事業（くわまるタクシー）	●	●	●	
後期高齢者医療制度への加入	●	●		
思いやり駐車場利用証の交付	●			6
駐車禁止除外指定車標章の交付	●			
日常生活用具の給付	●	●	●	
NHK放送受信料の減免	全額	●	●	
	半額	●		
NTTの電話番号案内の無料措置	●	●	●	7
携帯電話利用料の割引	●	●	●	
旅客鉄道運賃の割引	●	●	●	
鉄道運賃の割引	●	●	●	
コミュニティバス「あおぞら」の割引	●	●	●	
バス運賃の割引	●	●	●	7～8
国内航空運賃の割引	●	●	●	8
ヘルプマークの交付	●	●	●	
障害者手帳ミライロID	●	●	●	
避難行動要支援者支援制度への登録	●	●	●	9
Net119緊急通報システムの登録	●	●	●	

● 自動車税・軽自動車税の減免

下記に該当する場合、自動車税・軽自動車税が減免されます。

【減免の対象者】

手帳1級かつ自立支援医療（精神通院医療）を受けている人

【減免の対象となる自動車】

もっぱら障害を持つ人のために使用する自動車で、次の表の区分《1》から《5》までのいずれかに該当する場合に、減免の対象となります。

区分	自動車を所有する人	自動車をもっぱら運転する人
《1》	障害者本人	障害者本人
《2》		障害者本人と生計を一にする人
《3》	障害者本人と生計を一にする人	障害者本人
《4》		障害者本人と生計を一にする人
《5》	身体障害者等のみで構成される世帯の人	障害者本人を常時介護する人

【ご用意いただくもの】

- ①手帳
- ②自立支援医療受給者証（精神通院医療）
- ③運転免許証（減免を受けようとする車を運転する人のもの）
- ④自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証
- ⑤納税通知書（環境性能割の場合は不要）
- ⑥マイナンバーカード又は通知カード

【必要に応じてご用意いただくもの】

「減免の対象となる自動車」の区分《2》～《5》に該当する人については、次の書類が必要になる場合がありますので、各窓口までお問い合わせください。

- ⑦生計同一証明書 または 常時介護証明書
- ⑧住民票謄本（新たに自動車を取得した場合に必要）

【申請・問い合わせ先】

内容	窓口	所在地	電話番号
自動車税 （種別割・環境性能割） の減免について	群馬県自動車税事務所	前橋市上泉町397-5	027-263-4343
自動車税 （種別割） の減免について	伊勢崎行政県税事務所	今泉町一丁目236	24-4350
軽自動車税 （種別割） の減免について	市役所市民税課	今泉町二丁目410	27-2715
生計同一証明書・常時介護 証明書の発行について	伊勢崎保健福祉事務所	下植木町499	25-5066

※詳しくは各問い合わせ先へご相談下さい

● 所得税・市県民税（住民税）の控除

納税者自身、または控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、確定申告・市県民税申告又は年末調整のときに申告すると控除が受けられます。

【問い合わせ先】 所得税：伊勢崎税務署（鹿島町562-1）電話25-4045
市県民税：市役所市民税課（今泉町二丁目410）電話27-2716

● 相続税の控除

障害者が相続により財産を取得するときに控除を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】 伊勢崎税務署（鹿島町562-1）電話25-4045

● 贈与税の非課税

手帳をお持ちの人が受益者として、個人が金銭等を信託銀行等に信託したときに、贈与税が非課税になる場合があります。

【問い合わせ先】 伊勢崎税務署（鹿島町562-1）電話25-4045

● 福祉タクシー事業利用助成券の交付

福祉タクシー事業利用助成券の交付を受けることができます。

※くわまるタクシーを利用する際に同時に割引は受けられません。

※福祉タクシー事業利用助成券の交付を受けると、自動車税（県税）の減免を受けられなくなりますのでご注意ください。

- (1) 対象者 1級の手帳をお持ちの在宅の人
- (2) 申請 窓口、郵送、オンライン（伊勢崎市ホームページから申請できます。）
- (3) 申請に必要なもの 手帳
年間40枚（1枚500円、申請月により交付枚数が異なります。）を
交付し、市と契約しているタクシー会社等で利用できます。

福祉タクシー事業利用助成券	
500円	
利用者名	
使用年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日から 年3月31日まで
発行者	伊勢崎市長
No.	

交付月	4月～9月	10月～3月
枚数	40枚	20枚

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● タクシー活用事業（くわまるタクシー）

事前に登録することで割引が受けられます。

- (1) 対象者 伊勢崎市在住で手帳を所持している人。ただし、福祉有償運送の登録のある人や自動車税・軽自動車税の減免を受けた人は除きます。

※福祉タクシー券を利用する際に同時に割引は受けられません。

【申請・問い合わせ先】 市役所交通政策課 電話27-2734

● 後期高齢者医療制度への加入

75歳から加入となる後期高齢者医療制度に65歳から加入することができる場合があります。

【申請・問い合わせ先】 市役所年金医療課（電話27-2739）または 各支所市民サービス課

● 思いやり駐車場利用証の交付

思いやり駐車場（車いす用駐車スペース）を利用するときに、目印となる利用証を交付します。

- (1) 対象者 1級の手帳をお持ちの人
- (2) 申請に必要なもの 手帳

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎保健福祉事務所
 （下植木町499）電話25-5066
 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

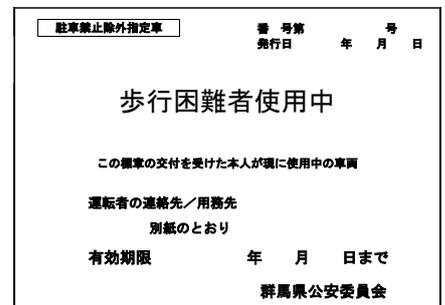


● 駐車禁止除外指定車標章の交付

警察署から交付される標章を前面窓ガラスの見やすい場所に掲げることで、交通の妨げにならない必要最小限度において、駐車禁止場所に駐車することができます。

- (1) 対象者 1級の手帳をお持ちの人

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎警察署（鹿島町534-1）
 電話26-0110



● 日常生活用具の給付

原則として、在宅の人に対して、日常生活上の便宜を図るため、一定の条件のもと、日常生活用具が給付される場合があります。なお、世帯の課税状況により一部自己負担があります。

- (1) 対象者 手帳をお持ちの在宅の人
- (2) 申請に必要なもの 手帳
- (3) 対象品目

	1級	2級	3級
頭部保護帽	●	●	●
火災警報器・火災報知器	●		

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● NHK放送受信料の減免

適用条件を満たす場合、NHKの放送受信料が減免（全額または半額）になります。

- (1) 対象者 手帳をお持ちの人で次の適用条件を満たす人

免除の種類	適用条件
全額免除	手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税であること
半額免除	1級の手帳をお持ちの人が世帯主でかつ受信契約者であること

- (2) 申請に必要なもの 手帳、印鑑

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課 あるいは
 NHK前橋放送局（前橋市元総社町189）電話027-251-1714

● NTTの電話番号案内の無料措置「ふれあい案内（無料番号案内）」

事前の申し込みにより、手帳をお持ちの人がNTTの電話番号案内を無料で利用できます。

【申請・問い合わせ先】 NTT（フリーダイヤル 0120-104174）

● 携帯電話利用料の割引

事前の申し込みにより、手帳をお持ちの人が基本使用料等の割引を受けられる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

● 旅客鉄道運賃の割引

(1) 対象者 次に掲げる要件のいずれにも該当する手帳を持っている人

- ①手帳に「顔写真」のある人
- ②手帳に「旅客運賃減額」の記載のある人

(2) 内 容 ○普通乗車券 (1) 第1種精神障害者が介護者と共に利用する場合
(2) 第1種および第2種精神障害者が単独で100km以上の区間を利用する場合

○定期乗車券 第1種精神障害者および12歳未満の第2種精神障害児が介護者と共に利用する場合

○回数乗車券・急行券 第1種精神障害者が介護者と共に利用する場合

※特別急行券、特別急行列車に対する急行回数乗車券は対象ではありません。

(3) 割引率 5割

(4) 手続き 各駅の窓口で手帳を提示し切符を購入してください。詳しくは各窓口でご確認ください。

● 鉄道運賃の割引

手帳をお持ちの人が、次の鉄道会社を利用するとき、窓口で手帳を提示することにより、切符や定期券の割引を受けられる場合があります。詳しくは、各鉄道会社にお問い合わせください。

鉄道会社	問い合わせ先
上信電鉄(株)	027-323-8073
上毛電気鉄道(株)	027-231-3597
わたらせ渓谷鐵道(株)	0277-73-2110

● コミュニティバス「あおぞら」の割引

コミュニティバス「あおぞら」は1日200円で乗車が可能ですが、手帳保持者とその介助者は無料で利用することができます(介助者は申告により無料で乗車できますが、手帳の内容を確認される場合があります)。乗車時に手帳を提示してください。また、提示することが難しいなど、特別な事情がある人には、無料パスポートを発行できる場合があります。

【申請・問い合わせ先】 市役所交通政策課 電話27-2734

● バス運賃の割引

手帳をお持ちの人が、次のバス事業者が自主運行する路線を利用するとき、運賃を支払うときに手帳を提示することにより、運賃の割引を受けられます。

ただし、写真が貼付されていない手帳では割引が受けられないことがあります。

バス事業者	問い合わせ先
関越交通(株) 渋川営業所	0279-22-2020
群馬中央バス(株) 前橋営業所	027-280-8600
(株)群馬バス	027-371-8588
上信電鉄(株)	027-325-2410
永井運輸(株)	027-235-5088
日本中央バス(株)	027-287-4422

● 国内航空運賃の割引

手帳をお持ちの人が旅客機を利用するときに、運賃を支払う際、手帳を提示することにより、運賃の割引を受けられます。ただし、写真が貼り付けされていない手帳では、割引を受けられないことがあります。詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

● ヘルプマークの交付

バッグ等の見える場所に取り付け、周囲の人に援助・配慮を必要としていることを知らせます。手帳の有無にかかわらず、援助・配慮を必要としている方であればどなたにでもお渡しできます。1人につき1つの配布です。

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● 障害者手帳ミライロID

内 容 デジタル障害者手帳「ミライロID」は、株式会社ミライロが提供しているスマートフォン用アプリです。このアプリは、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の情報をアプリに登録することで、手帳の情報をスマートフォンの画面上に表示することができます。

方 法 事前に利用登録が必要です。障害者割引などを提供している施設を利用する際などに、アプリの画面を提示することで、障害者手帳を提示する場合と同様のサービスを受けることができます。登録方法が分からない場合は、障害福祉課または障害者センターで操作の支援を行います。詳しくは株式会社ミライロ公式ホームページを確認してください。

窓 口 障害福祉課 (☎27 - 2753)
伊勢崎市障害者センター (☎75 - 5530)
※伊勢崎市ホームページから登録できます

【障害者手帳の提示により割引が受けられる公共施設やサービス一覧】

施設名	サービス内容	担当部署
あずまウォーターランド	利用料無料	スポーツ振興課
ふくしプラザ	浴室・交流室等の利用料免除	高齢政策課
ふれあいセンター	利用料無料	高齢政策課
みやまセンター	利用料無料	高齢政策課
境社会福祉センター	利用料無料	高齢政策課
華蔵寺遊園地	のりもの券半額利用	文化観光課
コミュニティバス あおぞら	運賃無料	交通政策課
青少年育成センター	利用料金の全額減免	生涯学習課

● 避難行動要支援者支援制度への登録

災害時に自力で危険情報の取得や安全な場所への避難をすることが困難な人を対象として、事前に本人が申請することにより「災害時要援護者名簿」に登録され、自主防災組織をはじめとする関係機関に名簿を配布し情報を共有することで迅速な対応が行えるようにするものです。対象となる人は強制ではなく任意で登録できますが、関係機関へ情報提供することに同意していただく必要があります。

【申請・問い合わせ先】 市役所安心安全課（電話27-2706）

● Net119緊急通報システムの登録

Net119緊急通報システムは、聴覚障害や言語障害等のある方のための新しい緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、どこからでも簡単な操作で素早く119番通報することができます

- (1) 対象者 伊勢崎市、佐波郡玉村町に在住している聴覚障害や言語障害等により、音声による119番通報が困難な人
- (2) 注意事項 事前登録制です。利用を希望する場合は伊勢崎市消防本部指令通信課までお問い合わせください。伊勢崎市のホームページにも、利用案内が掲載されています。

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎市消防本部指令通信課 電話 25-3510



医療費を補助する制度

ここでは、医療費を補助する制度として、自立支援医療（精神通院医療）制度と福祉医療制度について、掲載しています。なお、詳しい内容については各問い合わせ先にご確認ください。

1. 自立支援医療(精神通院医療)制度について

● 趣 旨

精神障害のある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給することにより、精神障害のある人の福祉の増進と精神障害の適正な医療の普及を図ることを目的としています。

● 対象者

精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人

● 制度の内容

通常、医療保険では医療費の1～3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担額が最大で1割に軽減されます。認定をうけると「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」が交付され、医療機関等で保険証等と一緒に提示することで、医療費が軽減されます。

また、本制度は、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象としています。なお、精神科以外での精神疾患の通院診療も対象となります。

● 自己負担（最大で1割）について

自己負担は最大で1割ですが、受診者本人の収入や、世帯（※）の課税・所得・疾患に応じて月額自己負担上限額（下表参照）が設定されています。

所得区分	課税・所得の条件 ※申請日が6月末までならば前年度の課税・所得状況、7月以降ならば当該年度の課税・所得状況	1か月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得1	市民税非課税世帯 かつ 本人収入が80万円以下（公的年金収入等含む）	2,500円	
低所得2	市民税非課税世帯 かつ 本人収入が80万円を超える（公的年金収入等含む）	5,000円	
中間所得層1	市民税課税（所得割）が合計で 3万3千円未満の世帯	医療保険の自己負担 限度額	5,000円
中間所得層2	市民税課税（所得割）が合計で 3万3千円から23万5千円未満の世帯		10,000円
一定所得以上	市民税課税（所得割）が合計で 23万5千円以上の世帯	自立支援医療対象外	20,000円

※自立支援医療受給者証（精神通院医療）の様式

自立支援医療受給者証（精神通院医療）			
公費負担者番号	2 1 1 0 6 0 1 8	受付	
自立支援医療費受給者番号	0 0 0 0 0 0 0	伊勢崎市	
氏名	群馬 知 群馬 知 群馬 太郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
住所	伊勢崎市〇〇町〇〇番地		
被保険者証の記号及び番号		重度かつ継続	
保険者名		— ・ 該当 ・ 非該当	
保護者 (受診者が18歳未満の場合記入)	氏名	続柄	
	住所		
指定医療機関名		所在地・電話番号	
病院・診療所	〇〇〇〇病院	伊勢崎市〇〇	0270-〇〇-〇〇〇〇
薬局	〇〇薬局	伊勢崎市〇〇	0270-〇〇-〇〇〇〇
デイケア	〇〇デイケア	伊勢崎市〇〇	0270-〇〇-〇〇〇〇
訪問看護	訪問看護ステーション 〇〇〇〇	伊勢崎市〇〇	0270-〇〇-〇〇〇〇
自己負担上限額	月額 〇〇〇〇円	A・B1・B2・C1・C2・D	
有効期間	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで		
支給要件の確認方法	医療用1年目・医療用2年目・ 手帳用1年目・手帳用2年目・ 手帳で新規	次回診断書	有 ・ 無
上記のとおり認定する。 〇〇年〇〇月〇〇日			
			群馬県知事 群馬県

※「世帯」の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を、同一世帯とします。異なる医療保険に加入している家族の人は別世帯となります。

つまり、自立支援医療を受給する人が加入している医療保険が、健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある人全員、国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合には一緒に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人全員をいいます。

※「世帯」の所得は、健康保険や共済組合の人の場合、被保険者（組合員）本人の所得により区分されます。

※「重度かつ継続」とは、継続的に相当額の医療費負担が発生する人として、次のいずれかに該当する人が対象となります。

①病状、疾病等から対象となる人

ア. 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、もしくは薬物関連障害（依存症等）の人

イ. 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された人

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人

ア. 医療保険の高額療養費で多数該当の人

● 交付のための手続き（新規・再認定）

(1) 申請は、18歳以上の人は精神障害のある本人が行い、18歳未満の人はその保護者が申請者となります。精神障害のある本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族や病院職員等の人が手続きを代行することも可能です。

(2) 申請窓口：市役所障害福祉課 または 各支所市民サービス課

(3) 申請に必要な書類（新規・再認定）

① 申請書・・・市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります。

② 診断書・・・市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります。

※再認定申請の場合は2年に一度提出が必要です。

※群馬県指定のもので、通院している指定医療機関の主治医と相談し、記入してもらってください。なお、診断書料がかかります。

※申請日時点で、診断書が作成日から3か月以上経過していると診断書の再提出となります。

※診断書に基づいて交付された手帳をお持ちであれば、その写しをもって診断書の代わりとすることができます。ただし、有効期間は手帳の有効期間と同じになります。

③ 医療保険の被保険者証等の写し

ア. 健康保険や共済組合の場合：受診者本人と被保険者（組合員）の名前が記載されたもの

イ. 国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合：一緒に加入している人全員分

ウ. 生活保護世帯の人：健康保険等に加入していない場合は不要

※「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、また、マイナ保険証の方でマイナポータルを利用して上記の保険証内容を確認できる画面等でも対応可能。

④ 課税状況確認表・・・市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります。

⑤ 受診者（18歳未満の場合はその保護者）の収入のわかる書類の写し ※非課税世帯の人のみ
年金の振込通帳 または 年金振込通知書 あるいは

「収入申告」に係る誓約書（市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります）

⑥ 生活保護受給証明書 ※生活保護世帯の人のみ

⑦ 現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院医療）※再認定・変更の場合

⑧ マイナンバーが分かる物

（マイナンバーカード又は通知カード ※記載事項(住所・氏名等)が最新情報のもの）

● 手帳との同時申請について

同時申請用の診断書であれば、手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時に新規・再認定申請することができます。

※年金証書等の写しによる同時申請はできません。

※再認定申請の場合は、それぞれの更新可能期間が一致している必要があるため、自立支援医療（精神通院医療）の有効期間を短縮する、もしくは既存の手帳を一度返還して新たに新規申請するなどの方法により、期限を合わせての同時申請ができます。

● 受給者証が届くまで

申請に基づき群馬県が審査を行い、認定された場合は「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」が交付され、伊勢崎市経由でご本人に郵送されます。

● 利用できる医療機関・薬局等

自立支援医療（精神通院医療）が適用される医療機関・薬局等は、申請書に記入した医療機関・薬局等に限り、受給者証に記載されています。

● 有効期間・再認定について

有効期間は1年以内です。新規申請の場合、伊勢崎市での申請書の受理日が有効期間開始日となります。

再認定申請は、有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日までです。お早めに手続きをしてください。※（2ページ：「精神障害者手帳 ●有効期間・更新」の表参照）

また、2年に一度は再認定申請時に診断書の提出が必要です。

（受給者証に、次回再認定申請時の診断書の有無が記載されています。）

● 自己負担上限額管理票について

受給者証と併せて「自己負担上限額管理票」が送付されます。これを医療機関・薬局等の窓口を受給者証と一緒に提示することで、自己負担額が記入され、上限月額に達した場合、それ以降その月にかかる自己負担は免除されます。

なお、伊勢崎市の福祉医療制度対象の人は自己負担額の徴収はありませんが、自立支援医療（精神通院医療）と医療費を分ける必要がありますので、受診時に必ず提示し、自己負担の1割分について、この管理票への記載を受けてください。

※生活保護及び中間所得層で「重度かつ継続」非該当の人にはこの管理票は送付されません。

● 利用にあたって

医療機関・薬局等を受診される際、受給者証と自己負担上限額管理票をご提示いただけない場合や、必要な手続を行っていない場合は、制度の適用を受けられず、医療費の1～3割の額を自己負担していただくこととなりますのでご注意ください。

● 申請・届出

申請・届出の窓口は、市役所障害福祉課または各支所市民サービス課です。

受給者証を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請または届出が必要です。

区 分	内 容
1	再認定 受給者証の有効期間満了日後も引き続き受給者証の交付を受けるとき 有効期間満了日の3か月前から手続きができますので、お早めに手続きをしてください。 (注) 必要書類は11ページでご確認ください。2つの病院利用の方は診断書が2つの病院分必要となります。
2	氏名の変更 氏名が変わったとき (注) 記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。
3	保険証の変更 保険証が変わったとき (注) 医療保険の被保険者証等の写し、記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。 ※11ページの(3)の③をご覧ください。
4	住所の変更 (市内での転居) 市内で住所が変わったとき (注) 記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。 (注) 転居に伴い医療機関や被保険者証等の変更がある場合は、それぞれ変更申請・届出が別途必要です。
5	住所の変更 (県内からの転入) 群馬県内の他市町村から転入したとき (注) 記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。 (注) 現在お持ちの受給者証の残りの有効期間内での群馬県の受給者証を交付します。 (注) 転入に伴い医療機関や被保険者証等の変更がある場合は、それぞれ変更申請・届出が別途必要です。
6	住所の変更 (県外からの転入) 群馬県外の他市町村から転入したとき 新規申請と同様の手続きが必要です。 (注) 必要書類は11ページでご確認ください。なお、現在お持ちの受給者証を診断書の代わりとすることができます。ただし、現在お持ちの受給者証の有効期間と同じ有効期間になります。
7	医療機関等の変更又は追加 受給証に記載された医療機関・薬局等を変更したい 又は 別の医療機関等を追加したいとき (注) 申請書(変更)、変更等理由書または追加の理由書、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。医療機関の追加は追加先病院の診断書及び現在受診病院の主治医の理由書が必要です。訪問看護、デイケアの追加には主医師の記載した追加理由書が必要です。 (注) 申請日より前に遡っての変更・追加は認められません。
8	自己負担上限額の変更 (1) 被保険者証の変更等に伴い、世帯の所得区分が変更になるとき (注) 本表の区分3の届で必要な書類に加えて、申請書(変更)、世帯の所得状況等が確認できる書類及びマイナンバーが分かる物が必要です。 ※11ページの(3)の④から⑥をご覧ください。 (2) 重度かつ継続の該当・非該当が変更になるとき (注) 申請書(変更)、「重度かつ継続」に関する意見書、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。
9	再交付 受給者証を汚損、破損または紛失・消失したとき (注) 再交付申請書、受給者証(紛失を除く)及びマイナンバーが分かる物が必要です。
10	市外へ転出の場合 新たな居住地の市町村窓口で手続きをしてください。

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● 市内の指定自立支援医療機関(精神通院)の病院・診療所

NO	医療機関名	所在地	電話番号
1	いいじま心療クリニック	宮子町908-2	40-7530
2	いしかわ哲也クリニック	田中町89-1	61-5516
3	石原医院	茂呂町1-552-2	25-1150
4	伊勢崎クリニック	上植木本町2490番地1	61-8712
5	伊勢崎佐波医師会病院	下植木町481	24-0111
6	伊勢崎市民病院	連取本町12番地1	25-5022
7	伊勢崎福島病院	鹿島町556-2	24-3456
8	医療法人 小暮内科クリニック	三室町4413-1	63-1234
9	医療法人あづま会 大井戸診療所	東小保方町4008-1	62-3333
10	医療法人社団平郁会 みんなの伊勢崎クリニック	境伊与久3279	75-5862
11	大島病院	太田町508-1	25-2428
12	群馬県立精神医療センター	国定町2-2374	62-3311
13	群馬県立障害者リハビリテーションセンター附属診療所	波志江町3030-1	24-2678
14	華蔵寺クリニック	安堀町127-5	40-7211
15	さくら在宅クリニック	今泉町1丁目1399-1	61-6933
16	脳血管研究所美原記念病院	太田町366	24-3355
17	原病院	境上武士898-1	74-0633
18	美原診療所	大手町1番1号	25-0112
19	メンタルクリニック平和町	平和町14-68	20-7043
20	メンタルプラス家族支援訪問クリニック	羽黒町4番地4	50-0670
21	もろメンタルクリニック	南千木町5225-12	75-2727

● 市内の指定自立支援医療機関(精神通院)の訪問看護ステーション

NO	医療機関名	所在地	電話番号
1	愛老園訪問看護ステーション	太田町687	23-2266
2	伊勢崎佐波医師会病院訪問看護ステーション	下植木町481番地	24-0111
3	訪問看護ステーション あじさい	鹿島町556-2	27-4145
4	ウィル訪問看護ステーション伊勢崎	田中島町1400番地2 協和第2ビル2号室	61-5352
5	きづき訪問看護ステーション	田中島町1412-8	23-9678
6	クラレ訪問看護ステーション伊勢崎	山王町69-4 ミラハイツA103	61-6589
7	グレース訪問看護ステーション	下植木町867-1グレイトウッド202	75-1433
8	ケアライフ華蔵寺 訪問看護ステーション	堤下町72番地1	61-8623
9	すずらん訪問看護ステーション	東本町346-5	27-5831
10	精神科訪問看護ステーション Hopeful	宮子町3477-5 八木ヒルズB101号室	090-5570-3075
11	パルク訪問看護	西久保町3丁目762-1	61-5970
12	訪問看護 勇気の花	境萩原1752-1レジデンスFA101	71-8488
13	訪問看護 ケアサポ24	連取町3093-3	61-6551
14	訪問看護ステーション FIRST 伊勢崎	東小保方3519 雄宝ビル203号	61-6653
15	訪問看護ステーション アイリーライフ	田中島町551-2	75-6151
16	訪問看護ステーション ウィズ	間野谷町81-10	61-8013

17	訪問看護ステーション かなえ	連取元町287番地 シターレ 102号	27-5139
18	訪問看護ステーション 絆	西久保町2丁目1420	080-3535-2154
19	I Crew 訪問看護リハビリステーション	下植木町772-39 ダイアパレス 伊勢崎第2 905号	64-7000
20	訪問看護ステーション ちゃお	太田町190 ロイヤルコート 103	75-1783
21	訪問看護ステーション むすび	間野谷町617-1 B号棟	75-5920
22	訪問看護ステーション ライト	田部井町三丁目167番地 ウィンクルD棟3号	61-7961
23	訪問看護ステーション れもん	喜多町47番地 2F	080-6346-9267
24	訪問看護ステーション 天の川	中央町14-1	75-1470
25	訪問看護ステーション あやめ伊勢崎	連取町3334-2	30-3422
26	訪問看護ステーション あやめ伊勢崎国定	西久保町2丁目195番6 ドルフィン スルーⅡ棟 101号室	27-5992
27	訪問看護ステーション WILL 天	香林町1-543	75-5704
28	訪問看護ステーション おおいど	三室町4014-20	62-3489
29	訪問看護ステーション COLORS 伊勢崎	下植木町772-37 サンモール植 木 A	75-2897
30	訪問看護ステーション くれよん	間野谷町1115	61-6222
31	訪問看護ステーション ケアーズ伊勢崎南	羽黒町4番地4	20-3123
32	訪問看護ステーション 咲楽	市場町一丁目90-4	61-5616
33	訪問看護ステーション 仁	長沼町1979	60-7616
34	訪問看護ステーション つむぎ	波志江町1790番地6	75-1584
35	訪問看護ステーション はなき	田部井町1丁目1639番2	27-8070
36	訪問看護ステーション ふれあい	宮子町3562-8	30-3570
37	訪問看護ステーション ほほえみ	柴町539-2 ヒルズシバ C102	61-5825
38	訪問看護ステーション ゆう	中町66-2	32-5040
39	訪問看護ステーション 悠楽々伊勢崎	下植木町14-1	25-8057
40	訪問看護ステーション れむりあ	宮前町1543-1 ヤマハハイツC 棟 101	40-7511
41	訪問看護 花の詩	波志江町776-3	30-5756
42	訪問看護ステーション グラーチア	大手町1-1	20-7676
43	訪問看護ステーション エール 2	田部井町3丁目169 ウィンクルA 棟 3号	61-6562

◇群馬県内の指定医療機関の最新の状況は群馬県のホームページで確認ができます。

2. 福祉医療制度について

● 趣 旨

精神障害のある人の健康管理の向上に寄与するため、健康保険等で医療等を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として市が助成し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

● 資格対象者

- ①障害年金の1級、特別児童扶養手当の1級または2級に認定された人
- ②障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人
- ③精神保健指定医により入院加療の必要があると診断され入院している人
(ただし、本人・配偶者及び世帯主の市民税の合計額が235,000円未満の世帯に属する人。最長3か月まで)
- ④自立支援医療費(精神通院医療)制度の認定を受けている人

● 制度の内容

加入する健康保険で医療機関等を受診したとき、医療費(保険診療)の自己負担額(一部負担金)を市が福祉医療費として負担する制度です。

①または②の資格者には「福祉医療費受給資格者証」が、③または④の資格者には「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関等で保険証等と一緒に提示することで、医療費が無料(伊勢崎市が負担)になります。

【申請・問い合わせ先】 市役所年金医療課(電話27-2740)または 各支所市民サービス課

福祉医療費受給資格者証の様式(実物大の大きさ)

<div style="text-align: center;"> 福 福祉医療費受給資格者証 </div>				
公費負担者番号	72100043	受給資格者番号	○○○○○○○	
受給資格者	住所	伊勢崎市○○町○○番地		
	氏名	群馬 花子		
	生年月日	○○年○○月○○日	性別	女
有効期間	○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで有効			
発行機関名及び印	群馬県 群馬県伊勢崎市 伊勢崎市			
交付年月日	○○年○○月○○日			

福祉医療費受給資格者承認通知書の様式(実際はA4サイズの大きさです。)

<div style="text-align: right;"> ○○年○○月○○日 様 伊勢崎市長 (健康推進部年金医療課) </div> <div style="float: right; border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 伊勢崎市長 </div>				
福 福祉医療費受給資格者承認通知書				
福祉医療費受給資格が認定されましたので、伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例第4条第2項の規定により受給資格者承認通知書を交付します。 これにより、下記の承認要件について福祉医療費の支給が受けられます。				
公費負担者番号	80100043	受給資格者番号	○○○○○○○	
受給資格者氏名	群馬 太郎			
生年月日	○○年○○月○○日	性別	男	
承認要件				
医療機関	○○○○病院 ○○薬局 訪問看護ステーション○○○○			
有効期間	○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで			
承認する内容				
使用方法 ・承認要件の治療にのみ、この通知書をご利用できます。 ・承認された医療機関が群馬県内のときは、健康保険証とこの通知書を医療機関等へ提示(精神通院の場合は自立支援医療受給者証(精神通院)も提示)してください。精神治療の一部負担金が無料になります。 ・承認された医療機関が群馬県外のときは、健康保険証を提示(精神通院の場合は自立支援医療受給者証(精神通院)も提示)し一部負担金の支払いをしてください。一部負担金について、伊勢崎市役所 本館1階4番窓口の年金医療課 または 各支所の住民福祉課で申請(印鑑と保険点数の記入された領収書、又は診療証明書の添付が必要)をすることで払い戻すことができます。 ※群馬県内の医療機関へのお願 この通知書を提示した方については、上記承認要件のとおり伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の規定により医療費の支給が受けられますので、一部負担金を福祉医療費として群馬県国保連合会へ請求をしてください。				

その他の制度

1. 生活を支えるための制度

● 障害年金

20歳以上の人、病気やケガにより日常生活や就労が困難になった場合、その状態に対して支給される年金です。所得を保証する制度であり、経済的に自立をする助けになります。障害年金の種類には、「障害基礎年金」（1級と2級）と「障害厚生（共済）年金」（1級～3級）があります。

受給するための条件

- ①病気やケガの初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）に、公的年金（国民年金、厚生年金等）に加入しており、一定期間保険料を納めていること。
- ②初診日から1年6か月が経過していること。（ただし、1年6か月以前に病状が固定している場合は、この限りではありません。）
- ③障害年金で定める障害の程度に該当していること。

※20歳未満に初診日がある人や年金制度発足以前に初診日がある人については、この限りではありません。

【申請・問い合わせ先】

国民年金…市役所年金医療課（電話27-2741）または各支所市民サービス課
厚生年金…年金事務所（ねんきんダイヤル：電話0570-05-1165）
共済組合…各共済組合

● 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

認知症高齢者や精神障害のある人など判断能力が不十分なため、日常生活上の必要な事項を自己の判断で適切に行うことが困難な人に対して、契約に基づき、生活支援員が、福祉サービスの利用援助、契約の手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをしてくれます。

対象者

認知症高齢者や精神障害のある人など判断能力が不十分であり、本事業の契約内容について判断できる能力を有している人が利用できます。ただし、手帳を持っている、または認知症の診断を受けている人等に限られるものではありません。

また、自宅で生活している人のほかに、施設入所者や病院に入院している人も利用できます。

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎市社会福祉協議会（上泉町151）電話25-4546

● 成年後見制度

精神上の障害等によって判断能力が十分でない人に対して、家庭裁判所が定めた成年後見人等が、本人の自己決定を支えながら財産管理や福祉サービス利用の援助等を行い、いつまでも自分らしく生きることが支援する制度です。判断能力の低下に合わせて後見・保佐・補助に分かれる法定後見と、判断能力のあるうちに任意に契約する任意後見があります。

(1) 法定後見

現在、判断能力が十分でない人を対象とし、本人がお持ちになっている預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設入所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を家庭裁判所から与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。

- ①家庭裁判所に申立てを行うことにより、本人の程度に応じて後見・保佐・補助の3類型いずれかの審判が出され、成年後見人・保佐人・補助人が選任されます。
- ②申立ては、本人・配偶者および四親等内の親族・市町村長等が行うことができます。

(2) 任意後見

将来、判断能力が十分でなくなることに備え、将来の任意後見人の候補者をあらかじめ選任し、その任意後見人に権限を付与する制度です。

- ①本人の意思によりあらかじめ公正証書で任意後見契約を結びます。
- ②将来、判断能力が不十分になった際に、家庭裁判所に申立てをすると家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の元に任意後見人が契約に従って財産管理や身上監護等を行います。

【申請窓口】

・法定後見の場合

本人の住民票上の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立てをします。伊勢崎市にお住まいの方は、前橋家庭裁判所です。裁判所のホームページでは成年後見制度の手続きに関する動画を配信しています。スマートフォン等からも閲覧可能です。

前橋家庭裁判所（前橋市大手町3-1-24）電話 027-231-4275

・任意後見の場合

公正証書で任意後見契約を結ぶこととなります。伊勢崎市にお住まいの方は、伊勢崎公証役場です。

伊勢崎公証役場（伊勢崎市昭和町3919 伊勢崎商工会議所会館3階）電話 24-3252

【専門職に相談したい場合】

申し立ての支援や、専門職の後見人等を希望する場合は一例として、次のような相談窓口があります。

伊勢崎市社会福祉協議会	… 伊勢崎市成年後見相談センター	電話 0270-25-4546
社会福祉士	… ぱあとなあ群馬	電話 027-212-8388
司法書士	… リーガルサポート群馬	電話 027-224-7773
弁護士	… 群馬弁護士会総合法律相談センター	電話 027-234-9321
社会保険労務士	… 社労士成年後見センター群馬	電話 027-253-5621
行政書士	… コスモスぐんま	電話 027-234-3677

【参考情報】

1. 身寄りがないなどの理由で、申し立てをする人がいないと認められる場合は、**市町村長による申し立て**を利用することができます。
2. 伊勢崎市では、**成年後見制度利用支援事業**を実施しています。この事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、後見人等の報酬など必要となる経費の一部を助成する事業です。
(窓口 障害福祉課)

2. 精神障害のある人のための福祉制度

● 各種手当

名 称	内 容	手当額（月額）	申請・問い合わせ先
特別障害者 手当	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人に対して支給される手当です。一定の所得制限があります。 ただし、社会福祉施設へ入所中の人や病院に3か月以上入院している人は除かれます。	30,450円	市役所 障害福祉課 または 各支所 市民サービス課
障害児福祉 手当	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に対して支給される手当です。一定の所得制限があります。 ただし、障害を支給事由とする給付を受けている人や社会福祉施設へ入所中の人を除かれます。 なお、特別児童扶養手当と併給できます。	16,560円	
特別児童 扶養手当	手帳の1・2級程度の障害に該当する20歳未満の児童を養育している保護者に対して支給される手当です。手当には1級と2級があります。一定の所得制限があります。 手帳の等級や基準とは異なるため、申請をするには、別に手当用の診断書が必要になります。	支給額について担当部 署にご確認ください。	市役所 子育て支援課 (電話27- 2750) または 各支所 市民サービス課
交通遺児等 福祉手当	手帳1級の障害に該当する20歳未満の児童と同居し監護する保護者に対して支給される手当です。		

● 紙おむつの給付

障害児福祉手当または特別障害者手当を受給している人に対して、毎月基準額内の紙おむつを支給します。ただし、他の制度により給付を受けている人は除きます。

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● 心身障害者扶養共済制度

障害のある人の保護者（65歳未満で健康な人）が加入者となり掛金を納付することで、その保護者が万一死亡し、または重度の障害になった場合に、障害のある人本人に年金が支給される制度です。

障害者一人につき2口まで加入できます。

年金の額：1口あたり 20,000円（月額）

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

3. 各種相談窓口

ここでは、精神障害のある人に関係する各種相談窓口を掲載しています。

● 市役所の障害福祉課または各支所の市民サービス課

手帳及び自立支援医療費（精神通院医療）制度の申請受付や、精神障害のある人の福祉サービス等に関する情報提供等を行っています。また、障害者総合支援法による福祉サービスの申請・決定の窓口です。

【問い合わせ先】	伊勢崎市役所	障害福祉課	電話27-2753（直通）
	赤堀支所	市民サービス課	電話62-9792（直通）
	あずま支所	市民サービス課	電話62-9910（直通）
	境支所	市民サービス課	電話74-0368（直通）

● 市の各保健センター：こころの健康相談

各地区担当の保健師がいて、保健・医療に関する各種相談や、専門的な援助を行っています。また、毎月1回、「こころの健康相談」を実施しています。

内 容	心の悩みや不安、また対人関係の悩みなど、心の健康に関し、専門の医師が相談を受けます。毎月1回実施しています。費用は無料です。
対 象 者	精神障害のある人及び心の健康に不安や悩みをお持ちの人、またはその家族等
受付時間	午後2時～午後3時（予約制）
申込方法	くわまるプラザ（保健センター）に電話または来所で予約してください。
相談会場	くわまるプラザ（保健センター）

【問い合わせ先】 くわまるプラザ（保健センター） 大手町18-1 電話27-6290

● 伊勢崎保健福祉事務所（群馬県）：精神保健福祉相談（こころの健康相談）

保健・医療に関する各種相談や、専門的な援助を行っています。精神保健福祉に関する相談日を設け、医師や保健師が医療相談に応じています。

内 容	心の悩みや不安、また対人関係の悩みなど、心の健康に関し、専門の医師が相談を受けます。毎月1回実施しています。費用は無料です。
対 象 者	精神障害のある人及び心の健康に不安や悩みをお持ちの人、またはその家族等
受付時間	午後1時30分～（予約制）
申込方法	伊勢崎保健福祉事務所に電話または来所で、予約してください。

【問い合わせ先】 伊勢崎保健福祉事務所（下植木町499）電話25-5066

● こころの健康センター（群馬県）

心の健康に関する各種相談に応じています。

※相談は秘密厳守で行います。

※月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

1. 電話相談 専用電話 027-263-1156

電話で相談内容をおうかがいし、医療機関へのご案内、受診方法の助言を行います。

2. 面接相談（精神保健福祉相談） 専用電話 027-263-1156

依存症、思春期、ひきこもり、自死遺族に関する相談を行っています。電話で事前に相談内容をお伺いし、必要な人が予約相談となります。

3. Eメール相談 メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

相談は群馬県在住の方に限り、1人1回の利用となります。緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。相談は24時間受信していますが、返信は1～2週間程度かかります。ご相談の際には、件名に「相談希望」と記入し、相談内容、返信先アドレス、相談者のお住まいの市町村・年齢・性別を記入のこと。

4. 各種支援事業（申込ダイヤル）027-263-1156

依存症の家族教室、依存症からの回復支援塾、ひきこもりの家族教室、自死遺族交流会があります。参加を希望される場合は、こころの健康センター電話相談までお問い合わせください。

※ひきこもりの家族教室はひきこもり支援センターからお申込みください。

5. ひきこもり支援センター 専用電話 027-287-1121

ひきこもりに関することで、どこで相談してよいかわからない方、相談することをためらっていたご本人やご家族を対象に、第一次相談窓口としてご相談に応じます。

【問い合わせ先】 群馬県こころの健康センター（前橋市野中町368）

電話 027-263-1166 FAX 027-261-9912



● いのちの電話

自殺予防を目的とする電話相談機関で「いつでも」「どこからでも」「だれでも」「どんなことでも」利用できる電話相談です。①友達もいないし、だれにも話せず一人で悩んでいる ②こんなことを聞くのは恥ずかしい ③悩みをどこに相談したらよいかわからない ④誰かに力になってほしい ⑤全ての望みを絶たれて途方にくれている このような人達からの電話を、電話相談員が聴き、対話し良き隣人として援助しています。匿名でよく、秘密を守ります。電話相談員は、認定を受けたボランティアです。

相談受付時間 午前9時～午前0時（年中無休、相談無料）

※第2・第4金曜日 24時間受付（午前9時～翌土曜日午前9時）

専用電話 027-221-0783（通話料はかかります）

【問い合わせ先】 群馬いのちの電話事務局

受付時間 午前10時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）

電話 027-221-1880 FAX 027-220-5666

● 伊勢崎市障害者基幹相談支援センター

市が委託した指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、総合的な相談窓口となり、次のような内容について、情報の提供や支援、助言等を行います。相談は無料で、個室対応も可能です。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 生活支援 家事、家庭、健康管理・介護相談、金銭管理・・・など生活するために必要なこと困っていること、小さなことから大きな問題まで、相談に応じます。必要に応じて訪問相談にも伺います。 • 社会生活の向上 自分と障害についての理解、家族関係・対人関係、身だしなみ、安全管理、交通・移動手段の利用、趣味・余暇活動・外出、コミュニケーション など社会生活の向上を応援します。 • 専門機関との連携 群馬県が設置する専門的な各種支援機関、障害福祉サービス事業所・福祉サービスの紹介、移送サービスの紹介など、就労や教育機関などとも連携して支援を行います。 • 福祉サービス 障害者総合支援法などによるサービスを受けるために必要な調査、申請等のお手伝いをします。
対象者	障害のある人やそのご家族で、本市にお住まいの人、又はこれから住む予定の人
相談方法	電話や来所または訪問など、どの方法でも構いません。 <u>ただし、来所・訪問のときは、事前に連絡をしてください。</u>
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

【問い合わせ先】

伊勢崎市障害者基幹相談支援センター

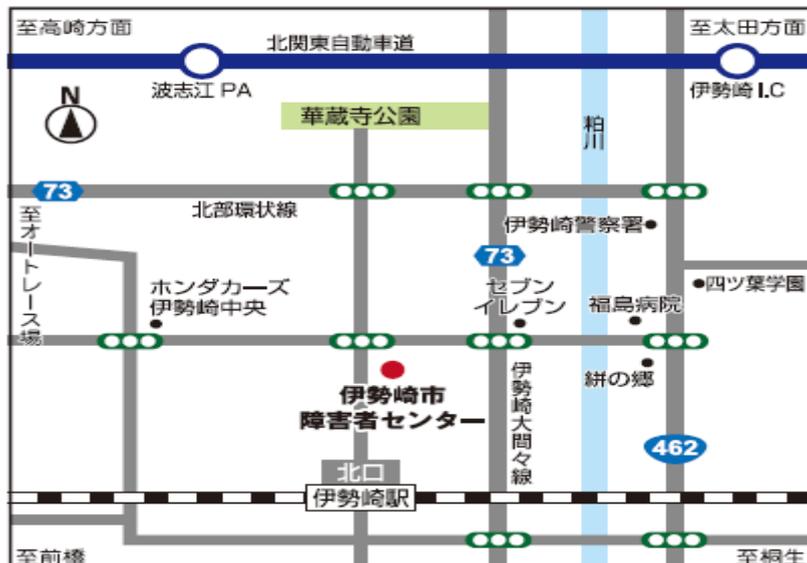
住 所 伊勢崎市西田町71番地（障害者センター内）

電 話 0270-75-5771

F A X 0270-75-5688

Eメール isesaki-kikan@bz04.plala.or.jp

U R L <http://business4.plala.or.jp/i-kikan/>



● 家族会

精神障害のある人の社会復帰、医療、福祉及び社会的理解の向上を図るため、精神障害のある人の家族が開いている家族のための集まりです。同じ境遇の人が集まりお互いの体験を語りあい交流することで、励ましあい、元気を得る場です。

伊勢崎市内で活動する家族会には、「あゆみ会」、「やよい会」および「よつば会」の3つの地域家族会と群馬県立精神医療センター内の家族会である「のびる会」があり、これらの4つの家族会で「伊勢崎市精神障害者家族会連絡会（綾の会）」を構成しています。また、群馬県には、県内の家族会が構成員となっている「群馬つつじ会（群馬県精神障害者家族会連合会）」があります。

【問い合わせ先】 くわまるプラザ（保健センター）大手町18-1
電話27-6290

● 精神保健福祉ボランティア

精神障害のある人がその地域であたりまえに日常生活が送れるよう支援し、また、そのための啓発活動等を行っています。それぞれのボランティアグループには特色があり、①障害のある人のサロンの開催（おしゃべり会・料理教室・日帰り旅行等）②障害福祉サービス事業所等での作業支援③精神保健福祉ボランティア養成講座の開催等を行っています。群馬県には、精神保健福祉ボランティアの会「新東風の会」があり、伊勢崎市には、そよ風、かがやきの会、かんらんしゃの3つのボランティアグループがあります。

【問い合わせ先】 そよ風（境上武士972-1 伊勢崎市社会福祉協議会境支所）電話74-5294
かがやきの会（上泉町151 伊勢崎市社会福祉協議会）電話25-4546
かんらんしゃ 電話55-0596

● 障害者110番

障害のある人の権利侵害や日常生活における相談に応じています。

一般相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後3時（正午～午後1時 及び 土日、祝日、年末年始を除く）
法律相談：第1・第3火曜日 午後2時～午後4時（要予約）

【問い合わせ先】 群馬県障害者社会参加推進センター
（前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター1階
群馬県身体障害者福祉団体連合会内）
電話 027-251-1100 FAX 027-255-6275

● 障害者権利擁護センター（群馬県）

群馬県障害者権利擁護センターでは、次の業務を行っています。

内 容	①使用者（雇用主等）による虐待の通報・届出の受理 ②市町村相互間の連絡調整、情報の提供、助言等 ③虐待を受けた本人、養護者に対する相談機関を紹介 ④障害のある人・養護者支援に関する情報の収集、分析、提供 ⑤虐待の防止に関する広報その他の啓発活動 ⑥その他障害者虐待の防止等のために必要な支援
受付時間	電話の場合：24時間受付 ※通話料はかかります。 来所の場合：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く） ※連絡や相談をした人がわからないように、秘密は確実に守られます。

【問い合わせ先】 障害者権利擁護センター（前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター7階 一般社団法人群馬県社会福祉士会内）
電話 027-289-3127（夜間・休日連絡先 電話 080-8910-1011）
FAX 027-212-8388 Eメール shougaikenriyougo@gunma-csw.or.jp

● 伊勢崎市障害者虐待防止センター

障害のある人に対する虐待の防止や、養護者（障害のある人の身の回りの世話をする人など）の支援をするため、伊勢崎市では障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止に向けて、障害のある人やその家族、関係者の皆さんからの連絡や相談を受け付けています。

虐待を受けた、または受けたと思われる障害のある人を発見した場合には、速やかに連絡をしてください。

内 容	①障害のある人の安全確認を行います ②障害のある人を保護する場所を確保します ③相談・指導・助言をします ④虐待防止についての啓発活動を行います
相談方法	電話または来所
相談窓口	伊勢崎市障害者センター
受付時間	電話の場合：24時間受付 来所の場合：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 （土日、祝日、年末年始を除く）
虐待相談の専用電話	27-8801 ※通話料はかかります。 ※連絡や相談をした人がわからないように、秘密は確実に守られます。

【問い合わせ先】 伊勢崎市障害者センター

● 認知症コールセンター（群馬県）

認知症の人やその家族、関係者等が抱える介護に関するさまざまな不安を軽減するため、認知症高齢者等の介護の経験者が、介護に関する悩みなどについて電話で相談に応じています。電話による相談が難しい場合や相談受付時間以外には、FAXやメールによる相談を受け付けています。

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）（相談無料）

【問い合わせ先】 認知症コールセンター（前橋市亀泉町1-26 特別養護老人ホーム明風園内）
電話 027-269-4432 FAX 027-264-3522
Eメール kaigoken@pref.gunma.lg.jp

● 高次脳機能障害支援相談窓口（群馬県）

交通事故や病気による脳の損傷が原因となって記憶力や注意力、認知機能が低下する高次脳機能障害に苦しむ人を支援する相談窓口を前橋赤十字病院に開設しています。

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日、祝日、年末年始、3月23日を除く）（相談無料）

【問い合わせ先】 県高次脳機能障害支援相談窓口（前橋赤十字病院 前橋市朝倉町389番地1）
電話 027-225-5251（直通） FAX 027-225-5250

● 発達障害者支援センター（群馬県）

発達障害に関する相談等の支援及び理解の普及・啓発を行っています。

内 容	家庭、学校、職場等での日常生活について、さまざまな相談を受け、心理検査や医師による相談も行いながら、ご本人への関わり方を一緒に考え、必要に応じて、就労支援機関等への案内同行を行います。
対象者	発達障害のある人、その疑いをお持ちの人、ご家族の人、関係機関の人等
相談方法	電話で、来所する相談日を予約してください。
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時15分（土日、祝日、年末年始を除く）

【問い合わせ先】 群馬県発達障害者支援センター（前橋市新前橋町13-12
群馬県社会福祉総合センター7階）
電話 027-254-5380 FAX 027-254-5383
Eメール hattatsu@pref.gunma.lg.jp

● こども発達支援センター

子どもやその保護者に対するサポートを目的とした施設です。発達に不安がある児童についての相談や、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、児童やその保護者に対する福祉の増進と、発達への総合的な相談・支援を図ります。

【問い合わせ先】 こども発達支援センター（伊勢崎市除ケ町410-1）
電話 0270-32-7748 FAX 0270-27-4062
開館時間 午前9時～午後5時
休館日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）

4. 障害者雇用を支援する機関

障害のある人の就職に向けた支援や、障害のある人を雇用する事業主に対してサービスを提供する機関には次のようなものがあり、それぞれが必要に応じて連携し、支援を実施しています。

● ハローワーク伊勢崎（伊勢崎公共職業安定所）

就職を希望する障害のある人に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

【問い合わせ先】 ハローワーク伊勢崎（太田町554-10）
電話 23-8609 FAX 23-3697

● 群馬障害者職業センター

ハローワーク等の関係機関と密接な連携の下、障害のある人に対する職業能力・適性等の評価、障害の種類・程度に応じた職業相談、職業準備支援、ジョブコーチ支援事業、リワーク支援等や、事業主に対する障害者雇用の相談・援助を行っています。

障害者職業カウンセラーが相談に応じます。相談は予約制となっていますので、まずは、電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】 群馬障害者職業センター（前橋市天川大島町130-1）
電話 027-290-2540 FAX 027-290-2541

● 障害者就業・生活支援センター 「メルシー」

就職を希望または在職中で就労継続に不安のある障害のある人に対して、雇用及び福祉等の関係機関との綿密な連携の下、就業支援担当者が、就業に関する相談や就業生活に伴う個別支援を行っています。

内 容	①相談受付 働きたい、困っていること、悩み事など、どんなことでも相談に応じます。 ②職業評価 群馬障害者職業センターに職業評価をお願いします。 ③基礎訓練 提携施設で労働環境や働く上での基礎的なことを学びます。 ④職場開拓 ハローワーク伊勢崎と連携しながら職場を探します。 ⑤職場実習 実習先でのお仕事や、働きやすい環境を作れるように就業支援担当者がお手伝いします。 ⑥就職後の職場定着支援 職場での悩みなどの相談にのり、職場や家庭訪問をしながら定着支援をしていきます。
相談方法	電話や来所または訪問など、どの方法でも構いません。 ただし、来所・訪問のときは、事前に連絡をしてください。
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※土日・祝日・時間外の相談を希望する場合は要予約

【問い合わせ先】 メルシー（伊勢崎市西田町71 伊勢崎市障害者センター 内）
電話 25-3390 FAX 25-3395

● 国立職業リハビリテーションセンター

高次脳機能障害（記憶障害・失語症等）のある人の職業的自立に必要な職業指導や職業訓練を実施しています。対象者の要件がありますので、まずは、電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】 国立職業リハビリテーションセンター 職業評価課（埼玉県所沢市並木4-2）
電話 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277

障害福祉サービスなどの概要

精神障害のある人が受けることのできる障害福祉サービスなどの概要です。

詳しい内容や利用についての相談は、23ページの伊勢崎市障害者基幹相談支援センターまたは市役所障害福祉課へお問い合わせください。

なお、基本的には、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを受けることができる場合は、その介護保険サービスに係る介護保険給付を優先して受けていただくことになります。

1. 在宅支援

● 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において、入浴・排せつ等の身体介護や食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事援助、または通院等の付き添い、あるいは生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助などを行います。

● 行動援護

精神障害により行動面での困難により常に介護の必要な人に対して、外出時における移動の支援や、危険回避のための支援等を行います。

● 短期入所

介護を行う者が病気・出産・事故・冠婚葬祭などにより一時的に精神障害のある人を介護できなくなった場合や精神障害のある人本人の理由により支援を必要とする人に対して、一時的に施設等に短期間入所させ、入浴、排せつまたは食事の介護、日常生活上の支援を提供します。

● 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供するサービスです。

● 移動支援事業

精神障害により屋外での移動に困難がある人に対して、余暇活動・社会参加のための外出や社会生活上不可欠な外出のための支援を行います。行動援護を利用できる人については、対象外となります。

● 登録介護者事業（日中一時支援事業）

在宅の発達障害のある人を介護している保護者が、病気・出産・事故・冠婚葬祭などにより一時的にその人を介護できない場合に、あらかじめ市に登録している一定の資格を有する介護者（登録介護者）にその人の介護を委託します。介護は、原則自宅か登録介護者宅のどちらかで行います。

● 日帰り短期事業（日中一時支援事業）

介護を行う者が病気・出産・事故・冠婚葬祭などにより一時的に精神障害のある人を介護できなくなった場合や精神障害のある人本人の理由により見守りや社会に適應するための日常的な訓練支援を必要とする人に対して、宿泊をとまなわない日帰り利用で施設等を利用させ、入浴、排せつまたは食事の介護、日常生活上の支援を提供します。

● サービスステーション事業（日中一時支援事業）

在宅の発達障害のある人を介護している保護者が、病気・出産・事故・冠婚葬祭などにより一時的にその人を介護できない場合に、あらかじめ群馬県へ登録を行っている団体（サービスステーション）にその人の介護を委託します。介護は、24時間対応型のサービスステーションで行います。

● 自立生活援助

グループホームや施設入所支援を利用していた方で、地域で1人暮らしを希望する方に対し、地域において自立した日常生活、または社会生活ができるよう一定の期間にわたり定期的な巡回訪問(居宅訪問)や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。

● 知的障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思の疎通が困難な障害のある人に対して、医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる者(コミュニケーション支援員)を派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援します。診療報酬の対象となるサポートや、買い物の代行などは対象外です。

● 児童発達支援・放課後等デイサービス ※

児童発達支援は、未就学の発達障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

放課後等デイサービスは、特別支援学級や特別支援学校等に通う障害のある児童・生徒に対して、放課後や長期休み中に生活能力向上のために必要な訓練を行います。

● 保育所等訪問支援 ※

保護者からの相談・要望を受け、保育所や学校等の児童が集団生活を営む施設に出向き、障害のある児童に対して適切な支援・指導が行われるように、指導者に対して、助言・指導を行います。

※原則的に18歳未満の方が対象となります。

2. 日中活動

● 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設において、昼間の日常生活上の支援と、創作的活動や生産的活動の機会の提供等を行います。

● 自立訓練(生活訓練)

精神障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、通所により、生活能力の向上のために必要な訓練やその他必要な支援等を行います。

● 地域活動支援センター

雇用されることが困難な精神障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動または生産活動や、社会との交流の促進を図る活動を行うとともに、日常生活に必要なサービスの提供を行います。

3. 就労支援

● 就労選択支援

就労を希望する人に対し、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、働くために必要な適性や能力、希望などを整理し、自分に合った働き方やサービスの選択に向けた支援を行います。

● 就労移行支援

一般就労が見込まれる人に、一定期間、職場体験などの活動機会の提供等の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

● 就労継続支援（A型、B型）

一般就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。

● 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方が働き続ける事ができるよう、指導・助言、企業・事業所や家族との連絡・調整等を行います。

4. 居住サービス

● グループホーム

18歳以上の精神障害のある人が、地域において安定した日常生活を送り社会的自立を促進するため、地域社会にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、世話人等により日常生活援助（食事の提供・健康管理・金銭管理・日常生活場面における相談等）を受けて共同生活をする場所です。

● 福祉ホーム

現に住居を求めている精神障害のある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜（日常生活に関する相談・健康管理・関係機関等の連絡調整等）を供与することにより、地域生活を支援します。

● 宿泊型自立訓練

精神障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

● 施設入所支援

入浴・排せつ及び食事等の介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援などまたは職業リハビリテーションを受けている者であって通所が困難で施設に入所する人に対し、夜間や休日の居住の場として、入浴、排せつ、食事の介護等、生活全般にわたる支援を行います。

5. 地域相談支援

● 地域移行支援

精神科病院に入院している精神障害のある人や障害者支援施設等に入所している障害のある人であって、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

● 地域定着支援

居宅において単身等で生活する精神障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

具体的な対象者としては、①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある人や②居宅において家族と同居している人であっても、その家族等が障害・疾病等のためその家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人です。

6. 医療系サービス

障害福祉サービス以外にも、在宅で利用できる医療サービスがあります。これらは自立支援医療(精神通院医療)の対象となります(事前に手続きが必要になる場合があります)。利用を希望する場合には、主治医や利用を希望する医療機関にご相談ください。

14ページには市内の自立支援医療(精神通院医療)指定医療機関を掲載しています。

● **精神科デイケア**

精神疾患の再発防止や生活リズムの改善、対人関係の練習、体力や集中力の回復等の目的で、日帰りのリハビリを実施します。決まった時間に通い、ミーティングやレクリエーション、スポーツなどのさまざまなプログラムを行います。現在通っている病院以外のデイケアに通うことも可能です。

● **精神科訪問看護**

地域で生活している方やその家族に対し、医師の指示の下、看護師等が定期的にご自宅等に訪問します。健康管理やお薬の管理、日常生活や対人関係等に関する相談、身の回りや家事の相談等、様々な支援を実施します。

※ 買い物や家事等の支援を受けたい場合については、居宅介護(ホームヘルプ)をご利用ください。



令和8年4月 発行

伊勢崎市 障害福祉課

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話 0270-27-2753 (直通)

FAX 0270-26-1808

【問い合わせ先】

・伊勢崎市役所	障害福祉課	TEL0270-27-2753 (直通)
・赤堀支所	市民サービス課	TEL62-9792 (直通)
・あずま支所	市民サービス課	TEL62-9910 (直通)
・境支所	市民サービス課	TEL74-0368 (直通)